

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： アジア諸国における統括会社に対する優遇税制  
ータックスヘイブン対策税制の改正を受けて

平成 22 年度に外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）について大規模な改正が、平成 23 年度にその補足改正が行われたのは周知の通りです。これらの改正で統括会社に対する当該規程の適用要件が緩和されたことにより、税率の低いアジア諸国に地域統括会社を設立し、各国における投資優遇税制を有効利用することが容易になりました。今、グローバル経営の効率化と税務コストの削減を視野に入れ、地域統括会社の利用を検討する機会であると言えるでしょう。そこで今回は、統括会社に対するアジア諸国の優遇税制の一部を紹介致します。

### 1. アジア各国における優遇税制

#### (1) シンガポール（EDB（シンガポール経済開発庁）資料より）

<http://www.edb.gov.sg/etc/medialib/downloads/investors.Par.33627.File.dat/HQ%20Leaflet.pdf>

- ① 法人税率は 17% です。
- ② 統括会社に対する優遇措置
  - a) 地域統括会社（RHQ）

グループ企業間の地域統括拠点として政府の認定を受けた企業は、一定所得に対して、3 年間、15% の軽減税率が適用されます。その後、一定条件を満たした場合には、更に 2 年間の延長適用が認められます。

- b) 国際統括会社（IHQ）

RHQ よりも厳しい要件を満たした場合に、一定所得に対して、10% 以下の軽減税率の適用が可能です。具体的な税率その他のインセンティブについては、EDB との個別協議により決定されません。

#### (2) マレーシア（MIDA（マレーシア工業開発庁）資料より）

[http://www.midajapan.or.jp/investors\\_guide/guide\\_ch2-15.html](http://www.midajapan.or.jp/investors_guide/guide_ch2-15.html),

[http://www.midajapan.or.jp/investors\\_guide/guide\\_ch2-16.html](http://www.midajapan.or.jp/investors_guide/guide_ch2-16.html)

- ① 法人税率は原則 25% ですが、資本金の額が 250 万リンギット以下の場合には、課税所得 50 万リンギットまでは 20%、50 万リンギットを超える部分に対しては 25% の税率が適用されます。
- ② 統括会社に対する優遇規程
  - a) 経営統括本部（OHQ）

経営統括本部とは、マレーシア国内で設立された現地法人で、マレーシア国内外の関連事務所や関連会社に適格サービスを提供するビジネスをマレーシアにおいて行う企業です。認可された経営統括本部は、10 年間にわたり法人税が免除されます。

- b) 国際調達センター（IPC）

国際調達センターとは、マレーシア国内で設立された現地法人で、国内外の関連企業や非関連企業のグループに、原材料、部品、完成品の調達や販売などのビジネスをマレーシアで行う企業です。認可された国際調達センターは、10 年間にわたり法人税が免除されます。

- c) 地域物流センター（RDC）

地域物流センターとは、自社グループにより自社ブランドとして生産された完成品、コンポーネント、スペアパーツを、国内外のディーラー、輸入業者、子会社、その他非関連会社に流通する目的で設立される集貨・統合センターのことです。認可された経営統括本部は、10 年間にわたり法人税が免除されます。

### (3) フィリピン (DTI (フィリピン貿易産業省) 資料より)

<http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableForms/Incentives.pdf>

- ① 法人税率は 30%です。
- ② 統括会社に対する優遇措置
  - a) 地域統括本部 (RHQ)

RHQ は、多国籍企業の管理統括機能を有する企業です。RHQ の業務は、地域内の統括・連絡・調整センターとしての役割に限定され、フィリピン国内における事業活動を源泉とする所得を獲得することは禁止されています。

年 1 回の申告をすれば法人税は免除され、また、付加価値税や地方税その他の報酬等に対する税金も免除されます。さらに、RHQ の従業員に対しては、給与所得に対して 15%の軽減税率等が適用されます。

- b) 地域経営統括本部 (ROHQ)

ROHQ はフィリピン国内源泉所得の稼得を認められています。

法人税および付加価値税 (VAT) につき 10%の軽減税率が適用され、地方税は免除、報酬等、一定の物品の輸入についても免税措置が設けられています。さらに、ROHQ の従業員に対しては、給与所得に対して 15%の軽減税率等が適用されます。

### (4) タイ (BOI (タイ投資委員会) 資料より)

[http://www.boi.go.th/japanese/how/company\\_establishing.asp](http://www.boi.go.th/japanese/how/company_establishing.asp)

- ① 法人税率は、一部の上場企業を除き原則 30%ですが、資本金 500 万バーツ以下の中小企業に対する軽減措置として、100 万バーツまでの所得に対して 15%、100 万バーツから 300 万バーツの所得に対して 25%の税率が適用されます。
- ② 統括会社に対する優遇措置
  - a) 地域統括事務所 (ROH)

ROH は関連会社、国内ないし海外の支店に経営的、技術的、その他のサポートサービスを提供する法人企業またはパートナーシップです。

地域統括事務所の事業に係る所得、ロイヤルティ、利子に対しては 10%の軽減税率が適用され、関連会社からの配当は免税対象となります。

## 2. 租税特別措置法における『統括会社』 (措令 39 の 17①③)

外国子会社合算税制の適用上、事業基準または非関連者基準の判定につきその要件が緩和されたのは、以下に定義する『統括会社』です。上記 1 で紹介したアジア諸国における優遇措置の適用対象となる統括会社の範囲と必ずしも一致するものではありません。したがって、外国子会社合算税制の適用除外判定、および他国の優遇税制の運営等については、事前に十分な検討が必要です。

『統括会社』とは、次の全ての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。

- ① 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること
- ② 2 以上の被統括会社を有し、統括業務(\*1)を行っていること
- ③ 所在地国において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業者を有すること

『被統括会社』とは、次の全ての要件を満たす外国法人をいいます。

- ① 統括会社が、発行済株式等の 25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の 25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者であること
- ② 所在地国において、その事業に従事する者を有すること

(\*1) 統括業務

被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち、当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるもの。

**お見逃しなく！**

外国子会社合算税制の適用上、特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、その特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係図等を確定申告書に添付しなければなりません。